

告示第 61 号

太子町意思疎通支援事業実施要綱（平成 29 年告示第 12 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 31 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 6 条第 1 項中「第 4 号から第 5 号までに掲げるいずれかの資格」を「第 4 号に掲げる資格」に改め、同項第 5 号を削る。

第 11 条第 1 項中、「兵庫県内」を「太子町内」に改め、同条第 2 項中「兵庫県外」を「太子町外」に改め、同項ただし書き中「他市町村又はひょうご通訳センター」を「他の市区町村又はひょうご通訳センターその他これに類するもの」に改める。